

京都市告示第232号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 4年 7月 7日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
京都環状線	下京区七条御所ノ内南町107番地地先から 南区吉祥院西ノ庄門口町27番地の2地先まで	旧	メートル 20.50	メートル 27.00 ~ 50.80
		新	20.50	27.70 ~ 50.80
梅小路通	下京区七条御所ノ内南町108番地地先から 同町107番地地先まで	旧	48.10	4.00 ~ 6.00
		新	48.10	4.00 ~ 6.00
西七条緯31号線	南区吉祥院西ノ庄門口町17番地の2地先から 同町15番地地先まで	旧	157.60	3.80 ~ 12.30
		新	159.60	3.77 ~ 12.30

(建設局土木管理部道路明示課)